

兵庫県産休・育休代替職員（本庁・神戸地域）登録試験案内

◎重要なお知らせ

やむを得ない事情により試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。変更内容については、兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。



◇受付期間 令和8年6月23日（火）～令和8年7月13日（月）[受信有効]

※受付はインターネットのみです。

◇試験日 令和8年7月29日（水）

◇勤務場所 本庁又は神戸市内の地方機関

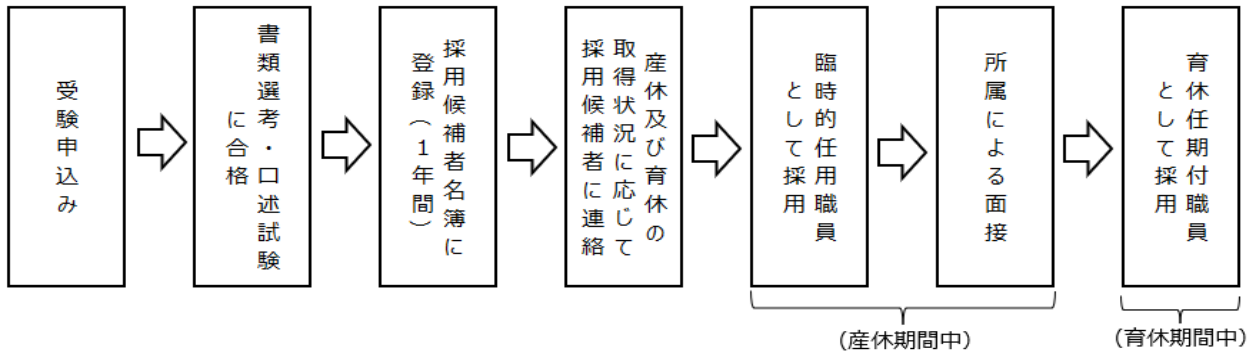
※ 新庁舎等整備に伴い、神戸市内の暫定的な施設での勤務となる場合があります。

詳細はこちら→[兵庫県／暫定的な本庁舎の再編について（令和7年度～）](#)

Ⅰ 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、本庁又は神戸市内の地方機関において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
総合事務職	10名程度	本庁又は神戸市内の地方機関で行う総合行政事務
総合土木職	1～3名程度	本庁、土木事務所などで行う土木事業（造園など緑化、景観に関する土木事業を含む）などの専門的業務
建築職	1～3名程度	本庁で行う都市計画、市街地整備、建築指導、設計監督などの専門的業務

(注) 1 登録予定人員は、変更することがあります。

2 受験申込は、上の表のうち1職種に限ります。また、申込書受付後の職種変更は認めません。

3 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、それぞれの受験資格を有する者に限ります。

職 種	受 験 資 格
総合土木職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において土木系あるいは農業土木系の学科を修めて卒業 ②本県総合土木職類似業務に従事した経験を持つ ③①、②と同等と認められる経験を有する
建築職	以下いずれかを満たす者 ①大学、高等学校等において建築系の学科を修めて卒業 ②建築士資格を有する ③本県建築職類似業務に従事した経験を持つ ④①～③と同等と認められる経験を有する

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4 申込方法

(1) 申込方法

- ア 受付期間内にインターネットから申し込んでください（持参又は郵送での受付は行いません）。
- イ 写真についても受験申込ページで画像ファイルを添付してください。
- ウ 学歴・職歴シート及び自己PRカードは受験申込ページに掲載している所定の様式ファイルに必要な事項を入力の上、添付してください。

- ※1 受付期間内に正常に受信したものを有効とします。使用されるパソコンや通信回線の障害によるトラブル等に関しては、一切責任を負いません。
- ※2 写真の画像ファイルの形式は[jpg, jpeg, gif, png]で、サイズは10MBまでです。
- ※3 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りします。受信設定が必要な場合、e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp と pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。
- ※4 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りします。令和8年7月22日（水）までに案内がメールで届かない場合は、令和8年7月23日（木）までに(2)の問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 問い合わせ先

職種	問い合わせ先
総合事務職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県総務部職員局人事課人事班（兵庫県庁第2号館10階） TEL 078-341-7711（代）（内線72160）
総合土木職 建築職	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部総務課総務班（兵庫県庁第1号館11階） TEL 078-341-7711（代）（内線75407）

5 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

〈面接試験〉

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（20～25分程度）

(2) 面接試験日

令和8年7月29日（水）※試験時間は受付後に別途メールでお知らせします。

(3) 試験会場

神戸市教育会館（〒650-0004 神戸市中央区中山手通4丁目10番5号）

※申込者多数の場合、上記以外の試験会場になる場合があります。その場合は別途お知らせします。

6 合格発表

令和8年8月中旬頃に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」）に合格者の受験番号を掲載します。

※合格者にはメールで通知しますが、不合格者へ通知は行いませんのでご留意下さい。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

約4ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。

なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	226,129 円（給料月額 206,700 円、地域手当 19,429 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の9.4%～4.4%です。（神戸市内は9.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週38時間45分（7時間45分×週5日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、

あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。